

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令発布) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
タジキスタン	シオオバフシェ国立医療センター及び共和国立心臓血管外科科学センターにおける医療機器整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	シオオバフシェ国立医療センター及び共和国立心臓血管外科科学センターにおける医療機器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	957,000千円 2026.10.31まで	2020.2.1 ドゥシヤ ンベで (2020.7.27)	日本側 宮下孝之在タジキ スタン大使 側 シロジツ デイン・ムフリッデイン 外務大臣	2020.8.14 328号
タジキスタン	タジキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	2020.6.19 ドゥシヤ ンベで (2020.7.10)	日本側 宮下孝之在タジキ スタン大使 側 シロジツ デイン・ムフリッデイン 外務大臣	2020.10.6 419号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	260,000千円 2028.12.31まで	2020.10.2 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 宮下孝之在タジキ スタン大使 側 シロジツ デイン・ムフリッデイン 外務大臣	2020.10.16 428号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。